三浦市指令
 第
 号

 年
 月
 日

専用水道布設工事不適合(不確認)通知書

様

三浦市長

年 月 日付けで確認の申請のありました専用水道布設工事は、水道法第32条の規定により同法第5条の規定による施設基準に適合しない(申請書の添付書類及び図面によっては判断することができない)旨通知します。

- 1 専用水道施設の名称
- 2 専用水道施設の設置場所
- 3 適合しない点(判断することができない理由)

(教示)

- 1 この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、 三浦市長に対して異議申立てをすることができます。だたし、処分の日の翌日から起算して1年を経過 した場合には、処分があったことを知った日にかかわらず、異議申立てをすることはできません。
- 2 この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、 三浦市を被告として(訴訟代表者は三浦市長となります。)この処分の取消しを求める訴えを提起するこ とができます。ただし、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分があったことを知った日にかかわらず、訴えを提起することはできません。